

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会大阪地域委員会（第4回）議事要旨

（大阪地域委員会庶務）

### 1 日時

平成16年2月27日（金）午前10時

### 2 場所

大阪高等裁判所委員会室

### 3 出席者

（委員長）鈴木茂嗣

（委員）河内鏡太郎，佐渡賢一，水野武夫（鳥越委員は欠席）

（庶務）曾根大阪高裁総務課長，竹口大阪高裁総務課課長補佐

（説明者）小野大阪高裁事務局長

### 4 議題

- (1) 第6回及び第7回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について
- (2) 弁護士任官候補者の情報収集について
- (3) 判事の再任候補者の情報収集について
- (4) 日程その他

### 5 議事

- (1) 第6回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について
  - 庶務（曾根大阪高裁総務課長）から，第6回下級裁判所裁判官指名諮問委員会における答申内容等について報告があった。
- (2) 弁護士任官候補者の情報収集について
  - ア 弁護士が有している情報の収集方法
    - 庶務から，第7回下級裁判所裁判官指名諮問委員会における弁護士任官候補者の情報収集の在り方に関する協議結果について報告があり，同協議結果を踏まえて庶務において作成した依頼文書案について説明があった。
    - 平成16年10月期の任官候補者に関する情報収集方法として，中央の委員会で，今回の候補者について講じることとされた方策（相手方代理人からの情報収集，弁護士活動をよく知る者からの情報収集）について，協議の結果，次のとおりとりまとめられた。
      - (ア) 担当事件リストの相手方代理人からの情報収集
        - 担当事件リストに記載された相手方代理人に，任官希望者の指名の適否に関する情報の提供を依頼するが，その依頼文書はできるだけ平易な表現

とし、文案は庶務に一任する。また、情報提供依頼時に、地域委員会の役割が分かる書面を添付するなど工夫することとする。

(イ) 弁護士活動をよく知る者からの情報収集

当地域委員会から任官希望者に、同人の弁護士活動の実情を承知している者（弁護士に限らない。）10人程度の住所、氏名及び任官希望者との関係を記載した書面を当地域委員会に提出することを依頼する。その依頼文書は、庶務において作成した文案に、できるだけ幅広い情報を収集するという観点を加味した文言をつけ加えたものとする。

また、任官希望者から提出された書面に記載された者に対して、任官希望者の指名の適否に関する情報の提供を依頼するが、その依頼文書は、できるだけ平易な表現とし、文案は庶務に一任する。なお、情報提供依頼に当たっては、地域委員会の役割が分かる書面を添付するなど工夫することとする。

イ 裁判官・検察官が有している情報の収集方法

- 庶務から、中央の委員会の協議結果を踏まえて作成した依頼文書案について、説明があった。
- 協議の結果、裁判官・検察官が有している情報の収集方法については、次のとおり取りまとめられた。

(7) 一般的な情報収集

大阪高等裁判所及び大阪高等検察庁並びに任官希望者の所属弁護士会に対応する裁判所及び検察庁に対し、所属する裁判官又は検察官が任官希望者の指名の適否に関する情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から、その有する情報を受け付ける旨の周知を依頼する。情報収集周知の依頼文の文案は、庶務からの提案どおりとする。

(イ) 事件担当裁判官からの情報収集

任官希望者の所属弁護士会に対応しない事件係属裁判所（大阪地域委員会所管の裁判所に限る。）の長に対して、所属する事件担当裁判官が任官希望者の指名の適否に関する情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から、その有する情報を受け付ける旨の周知を依頼する。情報収集周知の依頼文の文案は、庶務からの提案どおりとする。

(3) 判事の再任候補者の情報収集について

- 平成16年下半期の判事再任候補者の情報収集については、協議の結果、平成16年4月期の再任等候補者に関する情報収集と同様の方法をとることとし、次のとおり取りまとめられた。

指名候補者の現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に対し、候補者名簿を提供し、所属の検察官、弁護士個人からその有する情報を地域委員会が受け付けるとする方法をとることとし、情報収集周知の依頼文の文案は、従前のおりとする。

- 庶務から、第7回下級裁判所裁判官指名諮問委員会における判事の再任等関係の情報収集の在り方（アンケート調査方式による段階式評価結果の取扱い及び弁護士会が関与しての情報提供）に関する協議結果について報告があった。
- 委員から、「アンケート等の収集は弁護士会が従前から行っていたことである。今後どうするかは、弁護士会において検討されることになると思うが、弁護士会が組織として情報を取りまとめるのではなく、弁護士会を経由するだけであれば、問題がないと思う。」という意見が出された。これに対して、「地域委員会の周知依頼に対しては、弁護士会から各弁護士に対して、『指名の適否に関する情報を有する場合は、直接地域委員会へ提出するよう』周知徹底することに力を入れていただいた方がよいのではないか。」という意見が出された。

#### (4) 日程その他

次回の地域委員会は、5月11日（火）午後1時から開催されることとなった。

なお、庶務から、今後の日程について、次のとおり説明があった。

本日の協議で了承された情報収集の依頼文書をそれぞれ発出し、次回の地域委員会において、寄せられた情報を取りまとめ、その結果を中央の委員会へ報告することとしたい。